

いきいき茨城ゆめ国体高萩市
競技別リハーサル大会配宿業務委託業者選定委員会設置要領

1 設置

いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する、いきいき茨城ゆめ国体高萩市競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者等の配宿業務について、その委託業者を適正に決定するため、いきいき茨城ゆめ国体高萩市競技別リハーサル大会配宿業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大会における配宿業務委託業者の選定業務に関すること。
- (2) 選定基準に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

3 構成

選定委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 実行委員会宿泊・衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）委員長
- (2) 専門委員会副委員長
- (3) 実行委員会事務局長
- (4) 実行委員会事務局次長
- (5) 実行委員会事務局職員のうち事務局長が指名した者

4 組織

- (1) 選定委員会に委員長と副委員長を置く。
- (2) 委員長は、専門委員会委員長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、専門委員会副委員長をもって充てる。

5 委員長及び副委員長の職務

- (1) 委員長は、選定委員会を代表し、会議を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 会議

- (1) 選定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- (2) 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 選定委員会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合

は、委員長の決するところによる。

7 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

8 庶務

選定委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

9 委任

この要領に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。